

令和6年9月18日  
環境生活部大気保全課  
043-223-3558

## 10月は九都県市によるディーゼル車対策の強化月間です

～埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市～

自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、九都県市では、一都三県の条例により、平成15年10月から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を禁止しています。

しかし、九都県市を走行する車の中には、いまだに排出基準を満たさないものもあることから、違反車をゼロにするための取組が重要となっています。

そこで、九都県市では、10月を強化月間と位置付け、条例に基づく車両検査を実施するとともに、サービスエリア等においてポスター掲示等による周知活動を行います。

### 1 強化月間の取組

#### (1) 車両検査

条例に基づく車両検査を各地で集中的に実施します。

#### (2) 周知活動

強化月間の期間中に、下記の実施場所等でディーゼル車規制に係る啓発品の配布などの広報を行うとともに、一都三県内のサービスエリアやパーキングエリアにおいて、ポスター掲示やデジタルサイネージ掲出を実施します。

周知活動の実施場所	日程	連絡先	
中央自動車道 石川PA（上下線）	10月3日 （木）	東京都環境局環境改善部自動車環境課	電話 03-5388-3598
圏央道 菖蒲PA（内外回り）	10月8日 （火）	埼玉県環境部大気環境課	電話 048-830-3064
		さいたま市環境局環境共生部環境対策課	電話 048-829-1330
東名高速道路 海老名SA（上下線）	10月16日 （水）	神奈川県環境農政局環境部環境課	電話 045-210-4180
		横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課	電話 045-671-3843
		川崎市環境局環境対策部環境対策推進課	電話 044-200-2517
京葉道路 幕張PA（下り線）	10月23日 （水）	相模原市環境経済局環境保全課	電話 042-769-8241
		千葉県環境生活部大気保全課	電話 043-223-3810
		千葉市環境局環境保全部環境規制課	電話 043-245-5189

※雨天による変更後の日程や各都県市の取組などについては、各都県市にお問い合わせください。

## 2 千葉県の実施日時

令和6年10月23日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

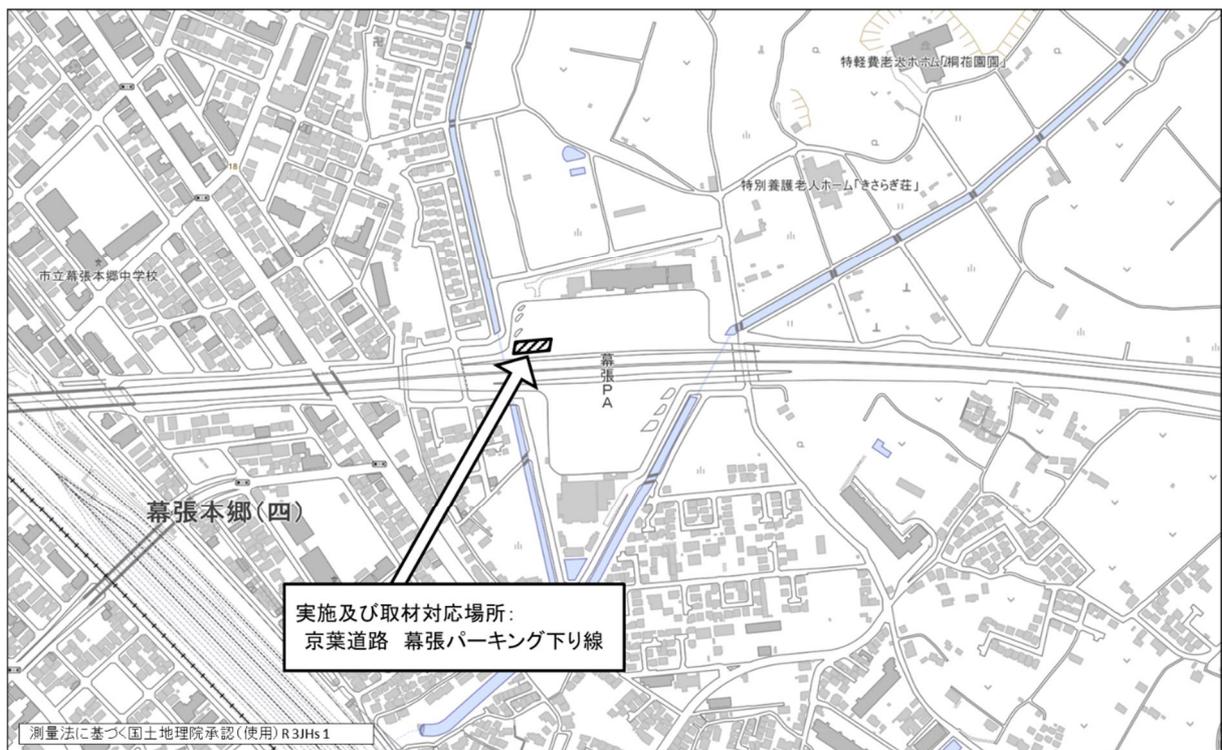
## 3 取材及び雨天による日程変更等について

現地取材は、「京葉道路幕張PA下り線」で可能です。

なお、当日取材される場合は、事前に千葉県環境生活部大気保全課（043-223-3558）へ連絡をお願いします。

10月23日（水）が雨天の場合は10月25日（金）に日程が変更となる場合があります。日程変更の際には改めてお知らせいたします。

※取材の際には、報道機関を示す腕章等を付けてください。



### (参考) ディーゼル車の運行規制について

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、発がん性や気管支喘息など人の健康への影響が懸念されています。

千葉県では、平成15年10月から「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（千葉県ディーゼル条例）」により、条例で定める粒子状物質排出基準を満たしていないディーゼル車の運行を千葉県全域で禁止しています。

規制の対象車種は、乗用車・特殊自動車以外のディーゼル車（車検証の燃料の種類欄に「軽油」と記載されている自動車）です。

# Save The Blue Sky

あおい空を守ろう。



埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県では  
平成15年10月から  
ディーゼル車  
規制を実施して  
います。

これからも  
規制適合車を利用して  
この青空を守って  
いきましょう!

埼玉県と東京都は、平成18年4月1日から二段階目の規制を実施しています。  
詳細は、埼玉県、東京都にお問い合わせください。

## 九都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市では、

規制の対応に必要な粒子状物質減少装置の共同指定など、連携して取り組んでいます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

- 埼玉県 環境部大気環境課
- 千葉県 環境生活部大気保全課
- 東京都 環境局環境改善部自動車環境課
- 神奈川県 環境農政局環境部環境課
- 横浜市 みどり環境局環境保全部大気・音環境課
- 川崎市 環境局環境対策部環境対策推進課
- 千葉市 環境局環境保全部環境規制課
- さいたま市 環境局環境共生部環境対策課
- 相模原市 環境経済局環境保全課

- TEL 048-830-3064
- TEL 043-223-3810
- TEL 03-5388-3598
- TEL 045-210-4180
- TEL 045-671-3843
- TEL 044-200-2517
- TEL 043-245-5189
- TEL 048-829-1330
- TEL 042-769-8241

- ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/diesel.html>
- ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kisei/01unkoukisei.html>
- ホームページ [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/air\\_pollution/diesel/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/air_pollution/diesel/)
- ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/diesel/>
- ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyochozen/hozentorikumi/kotsukankyo/kisei.html>
- ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-8-9-0-0-0-0-0-0.html>
- ホームページ <https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyochozen/kankyokisei/>
- ホームページ <https://www.city.saitama.jp/001/009/005/p048026.html>
- ホームページ <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026503/1008131.html>

九都県市指定  
粒子状物質  
減少装置  
ステッカー  
装置の装着時に、  
取り付けられます。



## 九都県市首脳会議

九都県市あおぞらネットワーク

<https://www.9taiki.jp/>



※九都県市が共同して指定している粒子状物質減少装置や低公害車などを紹介しています。

